

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	輸出管理に係る制度・運用の合理化に関する提案です。 毎年7月に提示する自己管理チェックリストについて、ウェブフォームを使った仕組みを導入して欲しいです。 ユーザー認証は、GビズIDを使って認証。 Excelの入力UIでは限界もありますし、データの集計や管理にも一括したDBに集約することで、活用も広がると思います。	頂戴した御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	毎々お世話になっております 通常兵器キャッチオール規制の改正に関する質問事項として下記についてご教授願います。 1. 対象品目に関して、 今回の改正で半導体製造装置、検査装置は貨物としては対象外とのことでしたが、 (1) 部分品(例：半導体製造装置に組み込まれる搬送ロボット)も対象外の範囲に含まれるのでしょうか。 (2) 対象品目である特定品目はHSコードで判定することによろしいのでしょうか。 (3) HSコードが特定品目に該当しない場合には用途要件、需要者要件に関係なく非該当との認識でよろしいのでしょうか。 2. 用途要件に関して、 通常兵器の開発等に用いるについて、 (1) エンドユーザーで最終的に何に用いられるか分からない場合はどのような判定になるのでしょうか。(例：半導体製造装置に用いられることが分かっているが、それ以上のことは分からない場合等) (2) 知っているとは、HP等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。 3. 需要者要件に関して、 通常兵器の開発等を行った、行う予定について、 (1) 新たに制定される通常兵器に関する外国ユーザーリストに掲載されている場合、該当になるとの認識で良いのでしょうか。 (2) 知っているとは、HP等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。 4. 明らかガイドラインに関して、 (1) すべての設問が明確に説明ができないと通常兵器の開発に用いられないことが明らかにならないとの認識でよろしいのでしょうか。 以上、よろしくお願いします。	1. 特定品目の確認は貨物等省令第14条の2各号記載のHSコードに基づいて行っていただくことになり、輸出貨物等が同条記載のHSコードに当たらない場合、客観要件を確認する必要はございません。部分品はHSコードで対象となっていないものは対象ではございません。 2. (1) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 (2) 用途要件は当該取引について判断いただくため、過去に通常兵器の開発等を行った又は今後行う予定があることについては、需要者要件でご確認ください。 3. (1) 御理解の通りです（「明らかなとき」（通常兵器開発等省令第2号又は第3号）を除きます。）。 (2) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 4. 輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項以外をご確認いただき、「明らかなとき」と判断できない場合には許可申請が必要です。
3	1. 通常兵器キャッチオール規制の客観要件が変更され、一般国の需要者要件が追加となった場合について、質問がございます。 以下の(a)(b)の場合については「需要者が通常兵器の開発等を行った又は行う予定と知っている」に該当するのでしょうか？ (a) 需要者HPの会社紹介ページに「武器装備の研究開発および生産に関する機密資格証明書、国軍標準品質管理システム認証証明書、機密情報システム統合甲級資格を取得しています。」と記載されている。 (b) 需要者のHPに取引先として「公安」「公警」（中国の警察組織）が記載されている。 2. 客観要件における「需要者」の定義および「開発等」の定義について質問がございます。 (1) 「需要者」の範囲は独立した法人であり、親会社・子会社・グループ会社等の別法人は対象外と認識しております。 一方で、需要者が複数の事業部等を有する大規模な企業等で、例えば弊社の直接の取引先の事業部は民生品を担当しているが、別の事業部が兵器産業向けに部品を納入しているような場合、当該需要者は「兵器等の開発を行った又は行う予定」とされるのでしょうか	1. あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 2. (1) 需要者は法人単位が原則であり、このケースは「通常兵器の開発等を行った又は行う予定」に該当しますので、明らかガイドラインにより通常兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合は許可申請不要となります

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	か？ (2)「通常兵器の開発等」には、兵器に使用される部品の納入も含まれるのでしょうか？ ご見解を頂けますようお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。	(2) 通常兵器の製造に使用されることから通常兵器の開発等に含まれます。
4	輸出者としては、複雑・難関すぎて、政令が理解し難い上に意図せずに省令に引っかかる恐れがあります。規制を増やすことは、省令を武器として手柄を挙げたい関係機関が、大川原化工機事件のような冤罪をより多く発生させる構造になるのではないのでしょうか？ また、輸出規制が強化されることにより、輸出者がより消極的な選択しかしなくなることで、インフレ基調になってきた経済が、国内の長い値下げ文化によるデフレに戻る圧力になり得るのではないのでしょうか？ 輸出規制による過去の具体的な成果は何でしょうか？規制により日本の世界におけるプレゼンスは上がっていると自信をお持ちでしょうか？関係省庁の方にはぜひ海外に出て海外の関係機関と折衝いただき、世界の実情に照らし合わせた日本の位置を熟知していただき、本当に何をすべきかご検討いただけると幸いです。	規制体系については、ホームページ等を活用し、利用者の理解が深まるよう尽力して参ります。 また、2024年4月24日公表の産業構造委員会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告にも示されている通り、欧米等の同盟国・同志国は、最終用途・最終需要者に着目し、通常兵器に関する補完的輸出体制を導入しています。そのため、今回の措置は、国際的な足並みに揃うものであり、我が国の競争力への影響は小さいものと認識しています。 なお、頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
5	「産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて」（令和7年1月）の資料5ページのフロー図に関して質問です。 需要者が通常兵器の開発等を「行った又は行う予定」と知っているか、の部分に外国ユーザーリストも確認、とあります。 1. 「行った又は行う予定」を知らない、そうではない、ことに対するエビデンスは必要でしょうか？ 2. 外国ユーザーリストに掲載が無ければ特に判断のエビデンスは不要であり申請不要と判断して良いのでしょうか？ 3. 外国ユーザーリストに掲載が無くとも米国エンティティリストへ掲載がある場合は明らかガイドラインの判断必要でしょうか？（対象品が日本産品として） 4. 外国ユーザーリストに掲載が無く米国エンティティリスト掲載先へ輸出する場合、「行った又は行う予定」ではないことのエビデンスがあれば輸出可能でしょうか？（対象品が日本産品として） 以上よろしくお願いいたします。	1. 御指摘の関連資料は、意見募集の対象ではなく、意見募集の対象である補完的輸出規制の見直しに関連する政省令等の概要を説明したものです。 御指摘のフロー図は「イメージ」であるため、実際の判断に当たっては政省令等をご確認ください。 通常兵器開発等省令第2号又は第3号に該当する場合には、「行った又は行う予定」と知っていることになると考えます。 また、輸出関連書類等は一定期間保存することを推奨しております。 2. いいえ。外国ユーザーリストは、輸出者に対して大量破壊兵器又は通常兵器の開発等の懸念が払拭されない企業の情報を提供するものです。 輸出先の企業がリストに掲載されていないからといって、当該輸出が直ちにキャッチオール規制の対象外となるわけではなく、輸出しようとしている貨物等や需要者について大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとの情報を輸出者が入手した場合には、輸出許可申請が必要となります。 3. 「明らかガイドライン」は外国ユーザーリストへの掲載の有無にかかわらず、「当該貨物の需要者が、通常兵器開発等省令に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき」又は「当該技術を利用する者が、通常兵器開発等告示に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき」に該当する場合に確認するものです。 4. 輸出貨物が、客観要件に該当するか否かの判断が困難な場合を含め不明な点がある場合には、安全保障貿易審査課(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)にメールでご相談ください。
6	「（様式3）輸出者など概要・自己管理チェックリスト」について 下記について、対応可否をご検討いただきたくお願いいたします。 ・提出年月日の項目の追加	御指摘のとおり修正します。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	・【輸出等基本情報】の「7. 親又は子会社等情報」で、親会社または子会社の有・無の選択肢の追加 ・【輸出管理内部規程情報】の「7. 子会社及び関連会社への指導等の実施部門」の項目で、子会社、関連会社の有・無の選択肢の追加 ・【直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】の「6. リスト規制貨物・技術の実績」の「需要者等」、「取引形態」の項目で、現行のチェックリストには、 需要者等は、現地法人・その他 取引形態は、在庫販売・受注販売・返品修理等の 選択肢がありますが、選択肢の追加	
7	輸出令の16項(1)として特定品目として設定した場合、16項の性質上、特に90類(9027.50、9014.80など)については、多くが多量に販売される汎用品であり、輸入者やディストリビューターでストックされてから、現地の多数の一般ユーザーに販売されるのが現状です。 この場合、ひとつひとつの需要者を確認し審査することは現実不可能です。 この場合、一般輸入者であるストック業者や卸業者を審査し、通常兵器に不正使用、不正利用がなきよう卸売りや現地販売することを誓わせる誓約書や契約書などを輸入者から提出させるなどの方法で、用途および需要者要件を担保をさせればよいと思います。 現実的に不可能な手続きを強いることは、一般輸入者やディストリビューターとのビジネスの阻害になりかねません。 また汎用品となりますので、販売される相応に数量も大きく、いずれにしろリスト規制が前提にあるため、16項特定品目の決め方を、大雑把なHSコード分類だけで決定するのは、乱暴かと思います。 意見を書かせていただきましたが、失礼の段、なにとぞお許しください。	ストック販売の場合で需要者が未確定の場合は、需要者に係る確認ができないので、需要者要件のチェックは、原則、不要です。 ある程度の需要者が想定される場合には、念のため、想定される需要者について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。 また、貨物の輸入者（ディストリビューター）のみしか分からない場合には、懸念用途へ用いられることがないように、念のため、貨物の輸入者（ディストリビューター）について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。 なお、ストック販売の場合でも、例えば、汎用品の中には、ある特定の用途に専用で用いられる民生品もあることから、法令上、用途要件に該当することがあり得ますので、用途要件のチェックは行ってください。 リスト規制は「品目」に該当すれば（該非判定）、原則輸出許可が必要ですが、キャッチオール規制は、今般輸出令別表第一の16の項（1）に規定される品目も含め、輸出者において、客観要件（用途・需要者）該当性を確認して輸出許可の可否を判断することになります。
8	対象品目(案)の第88.07項について、省令と関連資料で記載（対象品目）が異なっていました。関連資料の記載が誤りだと捉えていますが、当該資料は修正し再提供いただきたいと思います。 省令： 第八八・〇七項（第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。） 関連資料P.8:8807 部分品（第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）	御指摘を踏まえ、関連資料を修正しました。 また、第八八・〇二項は、第八八〇二・六〇号と修正します。
9	補完的輸出規制の見直しによって、政省令告示の複雑性が増している。 民間企業で輸出管理の経験を持った人間でも読み解くのにかなり苦労する。 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会の中間報告において、「輸出管理に関する法体系の複雑性の解消（「わかりやすさ」の追求）」が中長期的な課題として提言されているが、この法体系の複雑性の解消の早期実現を改めてお願いしたい。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案を受けての、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」での“調査事項”の解釈の明確化につきまして 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案では、 １．輸出者等が確認すべき事項の（６）輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン（以下“明らかなガイドライン”）に、①用途説明、②需要者の事業内容、技術レベル、③及び④当該貨物等の設置場所又は使用場所、⑦設備や原材料の組み合わせのそれぞれに、「例えば、（中略）と推測する。」が加えられますことによりまして、客観要件の確認の際の解釈の明確化が施されますことを歓迎致します。 客観要件の確認は「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」のⅠ．許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項での調査事項①～⑱の中でも求められております。 調査事項④、⑤、⑥、⑦、および、⑩につきましても、“明らかなガイドライン”と同様に、「例えば、（中略）と推測する。」をそれぞれ書き加えていただきますと、輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の１から１５までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為に際しまして、当該貨物又は技術が大量破壊兵器の開発等を助長する懸念がないとの判断する際の解釈の明確化に役立つかと存じます。 ご検討の程、よろしくお願いいたします。	明らかなガイドラインに対応する提出書類通達上の調査事項につきましては、明らかなガイドラインの例示もご参照ください。 いただきました御意見を踏まえ、Ｑ＆Ａ等で調査事項に関して明確化をさせていただきます。
11	輸出貿易管理令（改正案）第４条第１項第五号における客観要件の確認事項につきまして 輸出貿易管理令（改正案）第４条第１項第五号（（現行の同項第四号。以下、“少額特例”））では、貨物の項番が輸出令別表第１の１６項へ転じるものではないと承知しております。 少額特例であっても当該貨物は輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物であり続けますことから、少額特例利用時の客観要件の具体的な確認事項は、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の「Ⅰ．許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項」の中の、「（上記に当てはまらない場合であっても、これらの調査事項を用いることができます）。」を拠り所に、調査事項①～⑱に照らすものと思われま。 一方で、少額特例は、引用先として、輸出貿易管理令第４条第１項第三号の「イ．その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。」を、少額特例を適用できない条件の一つに定めていますことから、少額特例利用時の客観要件の具体的な確認事項は当該貨物が輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物でありながらも「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（“キャッチオール規制”）で定める「１．輸出者等が確認すべき事項」に照らすとも解釈できます。 今回の輸出貿易管理令の改正、および、大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての改正を機に、少額特例における客観要件は、どちらの通達のどの事項に照らして確認すべきかをＱ＆Ａ等でお示しいただきたく存じます。（仮に複数の通達に照らして確認する必要があるようでしたら、照合順も併せてお示しいただきたく存じます。）ご検討の程、よろしくお願いいたします。 尚、御省安全保障貿易管理HP“申請手続き” https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.htmlでは、少なくとも昨年までは「許可申請不要（非該当証明書について）」の欄下に、「※注：少額特例を利用する場合には、客観要件の確認が必要。（キャッチオール規制のページ参照）」との注記がありましたが、現在は、この注記が消えまして、代わりに、「（参考）上記フロー図の各ページ」のすぐ上に「※注：少額特例を適用する場合、又は部分品特例を適用しかつ当該部品の組み込まれた親貨物の中に他に輸出令別表第一の１項～１５項に該当する貨物がない場合には、客観要件の確認が必要。」と、表現および記載位置が変わっていることは承知しております。	リスト規制貨物について少額特例を適用する場合には、補完規制通達を御確認ください。
12	・意見内容 「輸出者等遵守基準を定める省令」（以下、輸出者等遵守基準）及び、必要に応じ「外為法等遵守事項」の見直しのご検討を後刻おこなって頂きたい。 ・理由 貴省ご発行の「安全保障貿易ガイダンス [入門編]」（以下、ガイダンス）にて、輸出者等遵守基準に関し、下記のご説明があります。（抜粋）	外国為替及び外国貿易法第５５条の１０の規定に基づき、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準は、第２５条第１項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は第４８条第１項の特定の種類の貨物が「特定重要貨物等」に該当するかどうかの確認に関する事項その他の当該取引又は輸出を行うに当たって遵守すべき事項について定めております。 なお、「特定重要貨物等」は、「特定重要貨物等を定める省令」に基づき、外国為替令別表の１から１５までの項の中欄に掲げる技術及び輸出貿易管理令別表第１の１から１５ま

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	+++ 輸出者等遵守基準は、 （１）すべての輸出者等の基準 （２）リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準の２段階で構成されています。 +++ +++ （２）リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準 ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。 ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。 ③該非確認に係る手続を定めること。 ④リスト規制貨物等の輸出等に当たり用途及び需要者等 27 の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。用途及び需要者の確認に必要な情報を需要者以外から入手する場合には、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。 ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。 ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。 ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。 ⑧ リスト規制貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（指導等）を行う体制及び手続を定め、当該手続きに従って定期的に指導等を行うよう努めること。 ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。 ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。 ※④のうち需要者等の確認、信頼性を高めるための手続に関する事項、⑧については、令和３年１１月１８日に公布された改正輸出者等遵守基準省令に基づくものであり、令和４年５月１日に施行。 +++ 今般意見公募となりました「補完的輸出規制の見直し」につき、客観要件（“用途要件”、“需要者要件”）は、リスト規制貨物等ではない、16 項品目（具体的には 16 項（1）品目）でも確認を行うことが求められことになります。 伴い、「補完的輸出規制の見直し」による制度改正となった際には、現行の輸出者等遵守基準では十分に制度改正後に求められる事柄が網羅されていない記載となり、また、輸出者等遵守基準の読者に対する解りづらさも生じさせる可能性がある思料するものです。 尚、輸出者等遵守基準が改正されるのであれば、“外為法等遵守事項”も合わせて見直しが必要となる可能性も出てくると考えますので、当該に関しても必要に応じてご検討頂ければと思います。	での項の中欄に掲げる貨物と定められております。 そのため「輸出者等遵守基準を定める省令」の対象となる「特定重要貨物等」は、「安全保障貿易ガイドランス [入門編]」に記載されているリスト規制貨物・技術を指しており、補完的輸出規制に規定されている輸出手続等については対象とはしていません。 また、「輸出管理内部規定の届出等について」の別紙 1 に定める「外為法等遵守事項」は、外為法を始めとする輸出関連法規（大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制を含む。）の遵守すべき基準として、基本方針と個別事項を定めたものとなっておりますが、その個別事項の具体的な手続等に関しては、自主管理の中で輸出管理内部規定に定めていただくことになっております。 上述のとおり、輸出者等遵守基準及び輸出者等遵守事項では、リスト規制貨物等に関する該非確認、そのための体制構築や個別事項に関する基本的な事項を基準として定めているものですので、今般の補完規制規則の見直しに伴い、改正する予定はございません。
13	●意見内容 輸出後、仕向地側の輸入国税関の官吏の判断が、本邦側で判断した輸出貨物のHSコードと異なり、輸入国側でのHSコード判断に基づく、本邦補完的輸出規制での輸出許可申請対象であることが解った場合の、本邦輸出者として必要な対応を指示、指南して頂く文書等を用意して頂きたい。 ●理由 輸出地側で認識する輸出貨物のHSコードと、輸入国税関が判断するHSコードが異なること十分に発生し得る事象。 本邦側の輸出者としては、輸出をしようとする時点で判断するHSコードを用いれば良いと認識する。しかしながら、輸出者によっては、仕向地側での判断（HSコード判断）により、本邦側での非違行為（＝補完的輸出規制での輸出許可申請不履行）に該当する可能性への不安を感じるケースも想定でき、それへの対応を整備しておいた方が良いと考えるもの。	HSコードは輸出者においてご判断ください。輸入国側でのHSコード判断に基づく、16の項（1）に当たる場合であっても、客観要件に該当しない場合には、補完的輸出規制における無許可輸出には該当しないものと考えます。
14	・意見内容 注 2）上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（令和 5 年 1 2 月 6 日付け 2 0 2 3 1 1 1 3 貿局第 2 号）に掲載されている場合を含む。 現在は：令和 7 年 1 月 31 日であるが、今後更新される	御指摘を踏まえ、公布日時点での最新の外国ユーザーリストを記載しました。 なお、本改正の施行前に外国ユーザーリストを新たに公開いたします。 また、その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方										
	明らかガイドライン①と④ ①（例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供し続けない場合には、明確な説明はないものと推定する。 ④ 例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供し続けない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。 ①又は④どちらかで一方が良いのでは無いでしょうか？ 理由 ・ただし、この運用が開始されると同時に外国ユーザーリストの改正も必要で、更に最新のリストになるのか不明であるが、考慮願います。他の法令の同じ引用があるので、同じように対処願います。 ・『当該貨物等の最終用途に関する情報を提供し続けない場合』は内容が重複しているため											
15	意見内容 （6）輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 明らかガイドライン⑰ は、以下の2つの理由から⑰－1と⑰－2に分離すべきである。 ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、<u>次のいずれにも該当しないこと。</u> イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）<u>が一致しないこと。</u> ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」とであり、輸出する貨物等の種別が輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等がに一致しないこと。 に該当する場合には、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がないこと。 理由 その1：『が一致しないこと。』∩『次のいずれにも該当しないこと。』の2重否定であれば、肯定になる。よって、肯定と否定の組み合わせにすること。 その2： 明らかガイドラインの各項目（①から⑳は、独立であり、すべて”はい”で、いずれかが1つでも”いいえ”であれば、明らかでない」と判断する。 ⑰ロは、上記ルールを無視して、他の項目（⑰を除く）とandの関係を判断することになっている。⑰イは、独立のルールを遵守しており、意味が異なるイとロを⑰にまとめることは理解し難い。	ご指摘を踏まえ、二重否定の表現部分を修正いたしました。 また、「通常兵器区分」の外国ユーザーリストは、通常兵器との関連性が指摘されている等、その懸念が払拭されない企業・組織についての情報を提供するものです。⑰のロ（パブコメ時のもの）はかかる懸念が払拭される場合を想定しており、懸念が払拭される場合を明確化するための修正を行いました。 かかる明確化により、⑰のロは、独立の項目として確認するものとしてご理解いただけるものと考えます。										
16	・意見内容 （6）包括許可要領の別表3、別表4（右表参照） 利用されるおそれがある場合とその他軍事用途が交わる欄は、”／”であった。 大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、 <table border="1"><tr><td>その他の軍事用途</td><td>通常兵器おそれ省令・告示</td></tr><tr><td>報告</td><td>1号:用途要件</td></tr><tr><td>失効</td><td></td></tr><tr><td>MT24-58 (1)</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td></td><td>2, 3号:外国UL</td></tr></table> 別表3、別表4にも『失効、届出、報告』のいずれかの制限を設定し、包括許可の適用を管理にする必要があるのではないのでしょうか？、 ・理由 包括許可要領と別表3、4の用いられる場合、用いられるおそれがある場合、用いられる疑いがある場合と大量破壊兵器開発おそれ省令・告示との関係を示す下記表の理解に間違いがあれば、本意見は削除願います。 大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、同じように規制内容の構成す	その他の軍事用途	通常兵器おそれ省令・告示	報告	1号:用途要件	失効		MT24-58 (1)	インフォーム		2, 3号:外国UL	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
その他の軍事用途	通常兵器おそれ省令・告示											
報告	1号:用途要件											
失効												
MT24-58 (1)	インフォーム											
	2, 3号:外国UL											

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																																			
	る理解がしやすい。 用途・需要者に関する包括許可適用条件 別表3又は4 失効* :インフォームのみ 一般国**:別表3の2を含まない <table><tr><th>用途</th><th>仕向地 (提供地)</th><th>核兵器等の 開発等</th><th>大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示</th><th>その他の軍 需用途</th><th>通常兵器おそれ省 令・告示</th></tr><tr><td rowspan="2">用いられる場 合</td><td>別表第3</td><td>失効</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>失効</td></tr><tr><td rowspan="3">用いられるお それがある場合</td><td>別表第3</td><td>失効*</td><td rowspan="3">インフォーム 1号:別表行為 2, 3号: 外国UL</td><td>?</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td rowspan="2">一般国**</td><td colspan="2" rowspan="2">失効</td><td rowspan="2">MT24-58 (1)</td><td rowspan="2">2, 3号:外国UL</td></tr><tr></tr><tr><td rowspan="2">用いられる疑 いがある場合</td><td>別表第3</td><td rowspan="2">届出</td><td rowspan="2">旧Know通達 第三者から知った</td><td>報告</td><td>?</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>届出</td><td>MT24-58(2)</td></tr></table> 2)「用いられる(利用される)場合」とは、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)こととなる旨、<省略> 3)「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、<省略>核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、上記3)以外の場合であって、<省略> 5	用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件	一般国**	失効	失効	用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム 1号:別表行為 2, 3号: 外国UL	?	インフォーム	一般国**	失効		MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?	一般国**	届出	MT24-58(2)	
用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示																																
用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件																																
	一般国**	失効		失効																																	
用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム 1号:別表行為 2, 3号: 外国UL	?	インフォーム																																
	一般国**	失効		MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL																																
用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?																																
	一般国**			届出	MT24-58(2)																																
17	5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い 以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記2に掲げる記載要領に従い、様式3に定める様式（2通）により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。 なお、報告の内容によっては、輸出令第4条第1項第三号ロ、二又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ、二の規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。 ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ、ロ、ハ及び二に該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられること又は通常兵器等の開発等となることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合 ② 為令別表の16の項の中欄に<省略> ①の役務版 意見：上記の赤字部分 ・理由 包括許可要領と別表3，4の用いられる疑いがある場合と大量破壊兵器開発おそれ省令・告示との関係を示す下記表の理解に間違いがあれば、本意見は削除願います。 通常兵器開発省令に2号、3号に需要者要件を追加したのであれば、補完規制通達の上記『5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い』に『通常兵器の開発途等を知った場合』を追加する必要は無いのでしょうか？大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、同じように規制内容の構成する理解がしやすい。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。																																			

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																																			
	用途・需要者に関する包括許可適用条件 別表3又は4 失効*:インフォームのみ 一般国**:別表3の2を含まない <table><tr><th>用途</th><th>仕向地 (提供地)</th><th>核兵器等の 開発等</th><th>大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示</th><th>その他の軍 需用途</th><th>通常兵器おそれ省 令・告示</th></tr><tr><td rowspan="2">用いられる場合</td><td>別表第3</td><td>失効</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>失効</td></tr><tr><td rowspan="3">用いられるお それがある場合</td><td>別表第3</td><td>失効*</td><td>インフォーム</td><td>?</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td rowspan="2">一般国**</td><td rowspan="2">失効</td><td>1号:別表行為</td><td rowspan="2">MT24-58 (1)</td><td rowspan="2">2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td>2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられる疑 いがある場合</td><td>別表第3</td><td rowspan="2">届出</td><td rowspan="2">旧Know通達 第三者から知った</td><td>報告</td><td rowspan="2">? MT24-58(2)</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>届出</td></tr></table> 2)「用いられる(利用される)場合」とは、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)こととなる旨、<省略> 3)「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、<省略>核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、上記3)以外の場合であって、<省略>	用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	用いられる場合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件	一般国**	失効	失効	用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	?	インフォーム	一般国**	失効	1号:別表行為	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	2, 3号:外国UL	用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	? MT24-58(2)	一般国**	届出	
用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示																																
用いられる場合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件																																
	一般国**	失効		失効																																	
用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	?	インフォーム																																
	一般国**	失効	1号:別表行為	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL																																
			2, 3号:外国UL																																		
用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	? MT24-58(2)																																
	一般国**			届出																																	
18	4 特別一般包括許可の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 ④ 次のいずれかに該当するもの ⇒④ 次のイ、ロに該当するもの イ 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の輸出（<省略> 1) ハに掲げる地域を仕向地とし、当該地域の軍若しくは軍関係機関 若しくはこれらに類する機関<省略> 2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可<省略> ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる技術<省略> 1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引<省略> 2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は外 為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可<省略> ハ イ1)又はロ1)の対象地域 インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア ・理由 ハは、イ又はロの条件である。よって、『④ 次のいずれかに該当するもの 』に含まれない。 ※この特別一般包括の許可範囲は、以下のような貨物包括マトリクスで、示していただきたい。 <table><tr><th>輸出令別表第一項番</th><th>い地域①</th><th>と地域①</th><th>ち地域</th><th>ぬ地域</th></tr><tr><td>輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あつて、貨物等省令第14条の2に該当するもの</td><td>特別一般</td><td>’－</td><td>’－</td><td>特別一般</td></tr><tr><td>輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物</td><td></td><td></td><td>’－</td><td></td></tr></table>	輸出令別表第一項番	い地域①	と地域①	ち地域	ぬ地域	輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あつて、貨物等省令第14条の2に該当するもの	特別一般	’－	’－	特別一般	輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物			’－		御指摘のとおり修正します。 なお、マトリクスの扱いについては、今後の参考とさせていただきます。																				
輸出令別表第一項番	い地域①	と地域①	ち地域	ぬ地域																																	
輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あつて、貨物等省令第14条の2に該当するもの	特別一般	’－	’－	特別一般																																	
輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物			’－																																		
19	4 特別一般包括許可の範囲 (2) 特別一般包括役務取引許可 ③ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを 目的とする取引（貿易外省令第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの。 ⇒次の1)又は2)に該当するもの。ただし、外国ユーザーリスト に掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。 1) 3)に掲げる対象地域において提供することを目的とする取引又は 当該対象地域の非居住者に提供することを目的とする取引	御指摘のとおり修正します。																																			

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																																																
	であって、当 該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれ らのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの。 2) 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと<u>同一</u>の契約により提供するもの 3) <u>1)の対象地域</u> インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア ・理由 3) は、 1) の条件である。よって、『④次のいずれかに該当するもの 』に含まれない。																																																	
20	・意見内容 外国ユーザーリストの様式が示されていない。以下のように、懸念区分をType of WMDと分けた列欄を新規に設定した様式にしていたきたい。 <table><tr><th>No.</th><th>国名、地域名 Country or Region</th><th>企業名、組織名 Company or Organization</th><th>別名 Also Known As</th><th>懸念区分 Type of WMD</th><th>懸念区分 Con. Weapon</th></tr><tr><td>469</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Institute of Technology (北京理工大学)</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>CW</td></tr><tr><td>470</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Lion Heart International Trading Company</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>471</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>472</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Starneto Technology Co., Ltd.</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>473</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)</td><td></td><td>ミサイル、核 M、N</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>474</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)</td><td>・北京天海工业有限公司</td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>475</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>AAAA University</td><td></td><td>‘ ー</td><td>CW</td></tr></table> ・理由 大量破壊兵器と通常兵器ユーザーが、両方又は別々であることを明確にしていきたい。 今回のリストの公布は、施行の1週間ではなく、3週間前に案内いただきたい。	No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	懸念区分 Con. Weapon	469	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M	CW	470	中国 People's Republic of China	Beijing Lion Heart International Trading Company		ミサイル M	‘ ー	471	中国 People's Republic of China	Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)		ミサイル M	‘ ー	472	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	‘ ー	473	中国 People's Republic of China	BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)		ミサイル、核 M、N	‘ ー	474	中国 People's Republic of China	Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)	・北京天海工业有限公司	ミサイル M	‘ ー	475	中国 People's Republic of China	AAAA University		‘ ー	CW	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	懸念区分 Con. Weapon																																													
469	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M	CW																																													
470	中国 People's Republic of China	Beijing Lion Heart International Trading Company		ミサイル M	‘ ー																																													
471	中国 People's Republic of China	Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)		ミサイル M	‘ ー																																													
472	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	‘ ー																																													
473	中国 People's Republic of China	BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)		ミサイル、核 M、N	‘ ー																																													
474	中国 People's Republic of China	Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)	・北京天海工业有限公司	ミサイル M	‘ ー																																													
475	中国 People's Republic of China	AAAA University		‘ ー	CW																																													
21	●外国為替令関係 ・意見内容 外国為替令第六条第5項に「外為法第四十八条第一項」を規定しているため、今般改正の「輸出令第一条第三項」を追加すること。 追加する必要がないのであれば「外為法第四十八条第一項」との違いを説明せよ。 また、必要がないのであれば「輸出令第二条第一項」とともに削除せよ。 ・理由 今般改正の許可と「法第四十八条第一項」は同じ許可行為である。 【参考】 (支払等の許可等) 第六条 5 法第十六条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。 一 法第四十八条第一項 二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項又は ●輸出貿易管理令関係 ・意見内容 1. 輸出令第十二条において「法第四十八条第一項の規定による許可」の延長を権限委任しているのであるから、今般改正の「輸出令第一条第三項」を追加すること。追加する必要がないのであれば「外為法第四十八条第一項」との違いを説明せよ。また、必要がないのであれば「輸出令第二条第一項」とともに削除せよ。	御指摘を踏まえ、一部修正いたしました。 その他いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。																																																

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	2. 輸出令附則3において項ずれが発生するのでパブコメに掲げるべきである。又は当該附則はパブコメにする必要のないものなのか？ ・理由 1. 今般改正の許可を権限委任しないで「法第四十八条第一項」は権限委任を引き続きさせるのは矛盾がある。 2. 項ずれが発生するから 【参考】 (権限の委任) 第十二条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。 ニ 第八条第二項の規定により、法第四十八条第一項の規定による許可又は第二条第一項の規定による承認の有効期間を延長する権限 附 則 3 令和七年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。 ●輸出貿易管理規則の一部を改正する省令 ・意見内容 1. 輸出許可・承認申請を行う場合、輸出許可・承認申請書を3通提出と規定しているが、当該規則に違反して注意事項で2通提出と規定している。3通の提出を求める必要がないのであれば第一条第一項第二号に規定する「（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）」を規定するか、又は「二通」と改正すること。 2. 改正別表第一の三の様式中、「(3) 需 要 者（貨物を費消し、又加工する者）」となっているが、「(3) 需 要 者（貨物を費消し、又は加工する者）」とするべきである。 3. 改正別表第一の三の様式中、「経済産業大臣殿」宛てとなっているが記名押印の欄は「経済産業大臣又は税関長の記名押印」としている。 「税関長」宛てに提出していないのであるから記名押印の欄は「経済産業大臣の記名押印」とするべきである。 因みにe-GOV法令検索の当該規則では「経済産業大臣の記名押印」と規定している。 また、「経済産業大臣の押印」と順次していきましょう。 4. 現行別表第一の三の二の様式も上記3. と同様である。 ・理由 1. 申請書を3通とする必要ない。 2. 誤植である。 3. 現行規則に従いましょう。 4. 現行規則に従いましょう。 【参考】 (許可の手続等) 第一条 ニ 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により………三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通） 三 法第四十八条第一項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	時に経済産業大臣に申請する者 別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）三通 ●貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令 ・意見内容 1. 改正別紙様式第3(第1条関係)中、「7 用紙の大きさはA列4版とすること。」を「7 用紙の大きさはA列4番とすること。」とすること。 2. 別紙様式第3の2（第1条関係）中、「4 用紙の大きさはA列4版とすること。」を「4 用紙の大きさはA列4番とすること。」とすること。 3. 別紙様式第6の2（第1条の2関係）中、「（A支払、B支払いの受領、C支払及び支払の受領）の別」を「（A支払、B支払の受領、C支払及び支払の受領）の別」とすること。 4. 附則（経過措置） 2 中、「別紙様式第6の2による役務取引許可証」に係る部分を削除すること。 ・理由 1. 輸出許可証等の様式は「4版」ではなく「4番」とすることが多い。どちらか正しい方に統一するべきである。 2. 輸出許可証等の様式は「4版」ではなく「4番」とすることが多い。どちらか正しい方に統一するべきである。 3. 現行規定様式では「支払」である。 4. NACCS改修を行うであろうから「取り繕い使用」することはない。 ●「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表 ・意見内容 2－1 輸出の承認の（2）輸出承認申請の（ロ）中、 「なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請」を 「なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項又は輸出令第1条第3項の許可を必要とする場合の申請」とすること。 ・理由 【参考】 2－1 輸出の承認 （1） 輸出承認事務の取扱い （2）輸出承認申請 （イ） （ロ）輸出承認の申請は、輸出規則第1条第1項第二号に規定している輸出承認申請書による。 なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請にあって は、これらを輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行う もとする。 ●NACCS申請 ・意見内容 輸出令第1条第3項の許可をNACCS申請できる改正を行うこと。 ・理由 輸出許可申請は原則電子申請としている。 【参考】 2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみとなりました。	
22	意見公募要領の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景 > （1）補完的輸出規制の見直し > 通常兵器補完的輸出規制の見直し」には、「安全保障上の懸念が高い品目に限定して、…」とあるが、現行案の16の項(1)の対象品目は、HSコードを規定するだけで、品目の限定が十分でない。 特に「9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）」は、様々な機器が該当するあいまいな規制である。HSコード分類上の解釈によって輸出者が想定していなかった機器が対象品目に含まれる可能性があり、外為法違反の冤罪事件の再発につながるおそれもある。	9027.50は、物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）など、我が国を含む主要国が協力し、ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等を調査・特定したCommon High Priority Itemsに記載のあるものも含まれております。 また、一般国向けの通常兵器キャッチオール規制は、輸出令別表第一の16の項（1）であっても、客観要件に該当する場合にはじめて輸出許可申請が必要となるものであるた

